

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

本日の日程及び資料をお配りしております。議案審査が2件、報告事項が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、副区長にご出席を頂いております。副区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席を頂き、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

（1）議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例及び（2）議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、関連しているため、一括して審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

まずは執行機関から、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を求めます。

○辰島保険年金課長 議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、保健福祉部資料1に基づき説明いたします。

1、概要です。国民健康保険事業の安定的運営のため、令和5年度国民健康保険料率の改定等を行うものでございます。1月19日に開催いたしました千代田区国民健康保険運営協議会において、保険料率の改定等の諮問を行い、審議の結果、了承されました。これに基づき、区独自の保険料率の設定、保険料（均等割）の減額措置対象者拡大、出産育児一時金の支給金額引上げ、非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減について、届出に用いることができる書類の追加を行うものであります。

2、改正内容です。

（1）保険料率・賦課割合・賦課限度額の改正。

下の表をご覧ください。表は、矢印を挟んで、左が現行の令和4年度の保険料率、右が令和5年度の保険料率になります。保険料を算定するに当たりまして、二つの視点を柱に据えて検討をいたしました。一つは、医療費の上昇に伴い、保険料も上昇が見込まれますが、本区では、引き続き独自の保険料を算定し、保険料上昇による加入者の負担を可能な限り抑制すること。一つは、国保財政の赤字補填と見なされ、国から計画的な解消を求められている一般財源の投入、法定外繰入金を現在の水準より拡大させないことであります。

まず、一つ目の黒丸の表は、加入者の医療費を賄う医療分と、後期高齢者の医療負担を現役世代が支援する後期高齢者支援金分になります。加入者全ての方にご負担いただく分となります。所得割率は、医療分、支援金分とも変わりません。均等割額は、医療分が900円、支援金分が1,200円の増で、計2,100円の増となります。所得割と均等割の賦課割合は、医療分が72：28、支援金分が70：30となります。また、国の政令改正に基づき、賦課限度額について、支援金分が20万円から22万円に増となります。

二つ目の黒丸の表は、介護納付金分で、40歳から64歳の方にご負担いただく分になります。所得割率は0.22ポイントの増、均等割額は変更ございません。賦課割合は64：36となります。

この保険料算定に当たりまして、一番下のA3の資料、参考資料を説明させていただきます。参考資料をご覧ください。

この資料は、1月19日に開催いたしました千代田区国民健康保険運営協議会の資料でございます。千代田区独自の保険料率の算定方法になります。

まず、左上の都全体の納付金必要額でございますが、令和5年度分の仮係数の試算結果が11月中旬に東京都から示されました。縦軸が国保に係る経費の歳出内訳で、横軸がその医療費をどう賄うかの歳入の内訳を示しております。

まず縦軸ですが、都全体の医療費が8,392億円、後期支援金分が1,758億円、介護納付金分が719億円かかるということを表しております、経費の合計が1兆869億円になります。こちら、保険料に係る経費の内訳になります。次に、横軸は経費を賄う財源の内訳となります。左側の縦棒部分、国や都から交付される公費になりまして、まず、先ほどの経費全体から、この3,746億円を差し引きます。次に真ん中部分、前期高齢者交付金、65歳から74歳の高齢者の方々の加入率に応じまして、国から交付される交付金になります。こちら、2,520億円を差し引いた、残りの赤い表示されております部分が東京都全体で賄う納付金の額となり、都内区市町村が負担する合計額が4,603億円と計算されました。

下に行ってくださいまして、次に都全体の納付金から千代田区で納めるべき納付金の額を算定する考え方についてです。まず、納付金の赤い部分が都全体の納付金額となりますが、これを都全体の所得に応じてお支払いいただく応能分と、都全体で1人当たり必ず納めていただく固定費の部分の応益分とに振り分けます。この割合は、都の所得水準を反映した58：42の割合とされました。このうち応能分は、東京都全体に占める千代田区の所得の割合を掛けて、また、応益分は東京都全体に占める千代田区の被保険者数の割合を掛けた後、それぞれ額が計算されます。これらに全国平均の医療費負担係数を1として千代田区の医療費負担水準を指数化した数値を掛け算します。こうして算出されたものが千代田区の納付金総額で、青枠で表示している部分、21億573万円となります。

次に、真ん中から右側、破線で囲まれた部分の説明になります。独自保険料率の算定です。まず、千代田区の納付金に葬祭費などの支出項目を加え、保険者努力支援制度による補助金の収入を差し引きます。ここから、さらに一般財源を投入することで保険料総額の全体の圧縮を図ります。これが一番下の紫色で示した法定外繰入金による差引きの部分となります。その分、保険料全体が、全体で圧縮されることとなります。この一般財源の投入については、先ほどご説明しましたとおり、段階的な削減を図るということで、方針あることから、昨年度より圧縮を図っております。これに、目標とする収納率で割り返すことで、千代田区が徴収する保険料の必要総額を求めていきます。この保険料総額を区では、さらに被保険者の影響を考慮した応能分と応益分の割合で按分いたします。所得割は、千代田区の応能分必要総額を千代田区全体の不足総額で割り算して求めます。均等割額は、千代田区の応益分の必要総額を被保険者の割合で割り算して求めていきます。分子となる保険料必要総額が上昇しまして、分母となる被保険者数が若干減少したことから、均等割

額については若干の引上げとなりました。その結果、令和5年度の千代田区独自の保険料は、右の赤字で表示しております独自保険料率と記載した、その下、オレンジ色囲みの部分で示しております。資料1の表とも重複するのですが、所得割率は医療分7.30%、支援金分1.98%、介護分1.44%とし、均等割額は医療分を3万8,700円、支援金分1万2,700円、介護分1万6,100円と、急激な上昇を抑えました。

以上が参考資料の説明でございます。

恐れ入ります。また保健福祉部資料1の資料に戻っていただき、裏面をご覧ください。改正内容の説明の続きになります。

(2) 保険料（均等割）減額措置対象者の拡大です。政令改正に基づきまして、保険料均等割の5割軽減と2割軽減を判定する所得について、5割軽減対象世帯では、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割世帯では52万円から53万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

(3) 出産育児一時金の増額。政令改正に基づきまして、出産一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるものであります。

(4) 非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減。雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴いまして、非自発的失業者の方が国民健康保険料の軽減の届出に使用できる書類として、雇用保険受給資格通知を追加するものであります。

新旧対照表は別紙のとおりで、(4)につきましましては公布の日から、(1)、(2)、(3)につきましましては、令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

まずは、この議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 例年、毎年聞かせていただいているんですけど、均等割、5年間据え置いてくれました。昨年から、ちょっとずつ負担軽減のために上げてということ。今回も区独自で算定していただいて、保険料は増えたけど、他区に比べて、独自の算定ですので、下がったという認識でいいか、ちょっとお聞かせください。

○辰島保険年金課長 均等割の説明でございます。

区では、平成30年度から4年間、均等割を据え置いて、所得割の引上げによって保険料の確保を図ってきたところでございます。結果、ちょっと所得割と均等割の割合を示す賦課割合に偏りが生じてございます。そのため、被保険者間の負担の公平を図るためには、一定程度の均等割の引上げを行う必要がありまして、令和4年度、初めて均等割の引上げを行ったものでございます。また、5年度の保険料につきましても、均等割の引上げを行う必要がございました。とはいえ、被保険者の負担感を考え、できるだけ引上げ額を少額にとどめたところでございます。

また、他区との状況でございますが、現在、特別区の統一保険料も審議されているところだと思っておりますが、伝え聞くとところによりまして、令和5年度につきましても、当区の保険料率のほうが低い算定になっているというふうに伝え聞いております。

以上です。

○米田委員 区が相当努力してやっていただいた、上がる中でも頑張っていたという

うことは、よく分かりました。

で、今後なんですけど、激変緩和がだんだん終了していくと。ただ、やっぱりコロナ禍でもあります。物価高騰で苦しんでいる方もいっぱいいらっしゃいます。今後の保険料の考え方、区独自でやっていって、法定外繰入、だんだん下げていかないといけないというのはあるんでしょうけど、区として、今後もこういうことを継続していただけたのかというのは、この辺のところはいかがでしょうか。

○辰島保険年金課長 保険料を算定するに当たって、負担軽減を検討していく中で、現在は法定外繰入も考えながら極力負担額が少なくなるように検討してきているところですが、米田委員からもご指摘がございましたコロナ禍で不確定な状況の中、医療費の増加も考えられます。また、経済状況も先行き不透明なところもあります。そういった中、激変緩和措置期間の終了も控えているところで、国保を取り巻く状況というのは厳しいのかなというふうに考えております。その中でも、極力負担を抑えるべく、国や都の状況を注視しながら、最適解を導き出せるように、可能な限り、できるところで取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 ぜひよろしくお願ひしたいなと思っております。

これもほぼ毎年聞かせていただいているんですけど、この制度は、国でもっとちゃんと制度的にやっていただきたいというのは、我々も思っております。そのことについて、これもずっと聞いているんですけど、区長会とか、いわゆる保険の課長会で、国に対しての申入れとか、そういうのは今後まだやっていただけたらいいんでしょうか。

○辰島保険年金課長 制度的な課題というところでは、やっぱり、まずは国のほうで責任を持って解決を図っていただきたいと考えてございます。今般、国保の安定的かつ持続的に運用できるように、財政支援及び制度的な課題の解決を求めるよう、特別区の区長会から、国・都へ要望したところでございます。区としても、引き続き都や国への働きかけをしながら、国・都の動向を注視しながら、適切な国保運営に努めていきたいと思っております。

○米田委員 はい。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 4年間、所得割の引上げを行ってきて、今回、均等割を上げていくということなんですけども、所得割と均等割の賦課の割合に偏りができたということなんですけども、率としては、どのぐらいの感じなんですか、現状。

○辰島保険年金課長 こちら、賦課割合ということで、資料1の表の表にも示させていただいております。現在、今年度で言いますと、賦課割合、医療分が72：28、支援金分が71：29となっております。こちら、国の考え方としては、50：50を基本に、各都道府県の所得水準に応じて設定するというようになって、基本とするということになってございまして、特別区におきましては、58：42というものが、4年度・5年度の原則論になってございます。それから比較しますと、当区の場合は、ちょっと大きく、ちょっと寄っているというところが現状でございます。

○河合委員 それだけ賦課割合が違ってくると、やっぱり仕方ないことなのかなというふうに思います。そうすると、今の現状、特別区の統一保険料がありますよね、それと比べて、本区の現状はどうなんでしょうか。

○辰島保険年金課長 現在、特別区統一保険料につきましては、5年度分については審議

をしているところでございますが、伝え聞くところによりますと、4年度に引き続き、5年度も当区の保険料率のほうが特別区統一保険料率よりも低い設定になるというふうに伝え聞いております。

○河合委員 はい。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 なかなか、今、生活するのに厳しい状況で、できるだけ、もう少し区としても考えていただきたいところですが、この非自発的失業者のところなんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけど、千代田区では、どのくらいの人数、該当するようになるかというのは分かりますか。

○辰島保険年金課長 すみません。ちょっと今、その数値、持ち合わせておりません。

○長谷川委員 人数は分からないということですが、今後に向けて、どのくらいの数が想定されるのかとか、金額についても調査していただきたいなと思います。また、そういうところについても、周知をしっかりといただければと思いますので、よろしく願いします。

○辰島保険年金課長 今、委員ご指摘のとおりで、どのくらい実際に費用とか人数とかもちょっと調べつつ、また、周知につきましても、丁寧にしていきたいなと思います。よろしく願いします。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 この出産育児一時金の引上げというのは、この引き上げた分というのは、そのまま必要総額として国から、また幾ら補助されるとか、補填されるとかではなく、全部、必要総額として計算されているんですか。

○辰島保険年金課長 委員、ご質問のとおりでございます。

○岩佐委員 ちょっと不勉強で申し訳なかった。何かもらえる自治体もあると聞いていたんですけども、23区、当区が、一時金が全部負担になるのかという、ちょっと、その一時金の扱いを、もうちょっと説明していただいていた方がいいですか。

○池田委員長 休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○辰島保険年金課長 失礼いたしました。ちょっと先ほどの答弁が間違えておりました。

割合としては、負担としては国が3分の2、区が3分の1になります。失礼いたしました。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 これ自体は、そんなに影響はなくて、全体的な必要総額の増額ですとか、被保険者の減少、そして偏りが出てしまったことが、やはり大きな原因ということで、コロナ禍での医療費が、どこまですごく上がってということが、今後は見込めない、ちょっと分からないですけども、かなり医療費が落ち込んだときも、やはりここはちょっとずつ微増でいるわけで、その医療費の必要総額との関係というのがちょっと見えない中で、ただ、こうやっていつも必要総額が上がっているんです。被保険者が減っているのは分かる

んですけど、ちょっと必要総額の部分について、医療費が、どういうふうに私たち考えればいいのか、ちょっとそこを、もうちょっとご説明していただくとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○辰島保険年金課長 医療費総額の推移につきましては、原因とか、東京都から、東京都に、今、ちょっと詳細に教えてほしいということは申し入れてはしているんですが、なかなか、その辺がちょっと回答が得られない状況で、医療費として増えているというところの原因としては、やっぱり1人当たりの医療費及び給付率が増加したためというふうに、都からは説明を受けているというところでございます。（発言する者あり）すみません。理由といたしましては、医療の高度化、高齢化が挙げられるということで、示されているところでございます。

○岩佐委員 コロナの真ただ中で、本当に病院がやっていけなくなったときに、区は病院の支援をしました。そういう状況で、明らかに医療費が下がっただろう、上がっていないだろうという時期も、やはりこの数値にはそんなに反映されなかったんですね。なので、やはりちょっとここは、これ、これだけ必要なんです、被保険者はこれだけ少なくなっているんですという、客観的なデータの中身がやっぱりちょっと分からない中で、独自に算定するにしても、その算定する根拠の数字が、やはり東京都が詳細を示していないものである以上は、やはりちょっとここに説得力はいつも欠けるなということは、コロナがなければ、そこまで感じなかったんですが、コロナがあったときに、私たちが日常的な感覚で、医療費を使っていないよねという、そのときは手術もできなくて、高度医療だっでできない人もいますなんていう報道も、もちろんあったぐらいですから、そんな中でのことなので、いろいろ都とか国に要望されている中で、やはり医療費の中身というのをもうちょっと明確にご説明いただけるように、それも要望して、されているんでしょうけれども、引き続き、していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○辰島保険年金課長 岩佐委員ご指摘のとおり、なかなか、こちら側でも説明しようにも、しづらい、できないというところの現状もでございます。今ご意見頂きましたように、国や都へ要望するに当たりましては、そういった、そういう原因ですとか背景につきましても、より詳しく示してもらえるように、そこは強く要望していきたいなと思います。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 いろいろ意見が出た中で、やっぱり国保って高い部分があって、加入者の平均所得も低くて、1人当たり医療費も高くなってきますよって。年齢層がもともと高いという部分でも、保険料が相対的に高くなってしまふのかなという現状もある中で、本区の独自として、所得の低い人ですとか子育て世帯の均等割というのは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○辰島保険年金課長 区では、そういった子育て世帯というのも、支援としましては、次世代育成手当の支給ですとか、0から18までの子ども医療費の無償化など、様々な施策を総合的に展開しているところであります。低所得者も、子育て世帯に対する手当等につきましては、やはり国庫負担、国の支援が求められるところだと考えます。今般、先ほどちょっと説明もさせていただきましたけども、国保が安定的かつ持続的に運営できるよう、財政支援及び制度的な課題を、解決を求めるよう、特別区長から国・都へ要望を提出したところでございます。区としても、引き続き、国や都への働きかけ、及び国や都のそ

った動向を注視しながら、適切な国保運営に努めていきたいと考えてございます。

○西岡委員 お願いします。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 もともと、国民健康保険の考え方というかね、会社に勤めていた方が退職をして、リタイアすると。と、国民健康保険に入ると。と、現金所得がない方が入ってくるわけですね。そうすると、当然、運営の資金というのが足りなくなってくるというのは、これはしょうがないのかなと。いわゆる現金所得のない方が、どんどん今後高齢化社会になっていくと、さらに増えていく現状が将来見えているかなと私は思っています。そのときに、国は法定外の繰入金、いわゆる一般財源あまり使わないでねというふうに、今、多分指導が来ているんだと思うんですけども、一般財源を今後どうやって繰り入れていくのか。国保の資金にですね。その辺の考え方というのは、本区としてはどうなんでしょうか。

○辰島保険年金課長 現状で、現行では、これまでは保険料を算定するに当たりましては、保険料の負担軽減を検討する中で、その方策として法定外繰入も考えながら、極力負担感が少なくなるように検討してきているところでございます。一方で、保険料抑制のための法定外繰入を解消するように、国からも示されているところです。ただ、一方で、保険給付費が増えていること、コロナ禍の影響も続くものと思われま。また、今、河合委員がおっしゃったような経済状況のこともあるかと思ひます。そういった状況下で、保険加入者の負担抑制を図るために、区としては、様々な工夫をしながら取り組んでいきたい。ちょっと具体的に、今、どういうところまでは、まだ思いつくところではございませんけれども、様々な工夫をしながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 今の、じゃあ、法定外繰入について、ちょっと伺いたいと思ひます。

これ、国保財政健全化計画ということで、結局、6年間にわたって、一般財源の削減の予定というのが、東京都にも千代田区から出したと思ひます。この中で3,500万ずつ年間減らしていくよということが、2021年度からは、その金額になって、来年度についても、3,500万円減らしたと。しかし、まだ法定外繰入は来年度の場合には1億2,100万円、予算の参考書では、こういうふうに読み取れるんですけども、まだ1億2,100万入れても値上げをせざるを得ないという現状では、これは来年度以降というのは、この計画からどういうふうに移行していくんでしょうか。

○辰島保険年金課長 今ご指摘がございましたように、今、まさにまだ財政健全化というところで、まだ数字的には、なかなか追いついていないところもあろうかと思ひます。一方で、平成30年度から制度改正が始まりまして、6年間で解消するよというところが求められているところもあります。そういった諸条件が今ある中で、令和6年度につきまして、どのように国保運営していったらいいのか、そこはまさに知恵を出して検討していくところでございます。今、この場でこうしていくという明確なことをちょっと申し上げることができないのは恐縮なんですけど、国や都の動向も踏まえ、また、特別区の課長会の中でも、そういった議論が出てくると思ひます。そういったことを踏まえながら、今後に向けて取り組んでいきたい、そういうように考えてございます。

○飯島副委員長 いや、国や都の動向って、お決まり文句が出てきましたが、国のいろいろ抗えないことというのはあるというのは重々承知しています。そういう中で、課長会な

どでは、どんな意見が出されているんですか。

○辰島保険年金課長 先ほどもちょっと申し上げたところと重複します。課長会の中でも、そういった保険料率について上がっていったりとか、そういうところの話のところ、また、一方で、そういう30年度から6年間でというところの期間というのが終了するということも、かなり危機感を持っているところです。そういった中で、国や都に対して、特別区長会として、体制支援ですとか、あるいは制度的な課題の解決に向けて要望も出しているというところでございます。

○飯島副委員長 もうこれは、法定外繰入をなくすということは、もうあり得ないという金額だと思うんですね。これは構造的な問題から派生することに、それに加えて、納付の必要金額だとか、千代田区の納付金の金額の算出の仕方というの、広域連合になったために、よく分からなくなってきたと。そういうことだと思うんですね。国民健康保険料の算出の方法というのが、本当に闇に包まれたまんまというかね、そういうことになっていると思うんですが、今日お示しされた、この参考資料というのは、以前、これは1月でしたかね、国民健康保険の運営協議会で出された参考資料と同じ金額になっているわけです。運協に出されたときには、仮係数ということで出されていて、もう本係数、あ、確定係数というのが出ている段階だと思うんですが、そこでは誤差というのはなかったんでしょうか。

○辰島保険年金課長 今、副委員長からご質問がありました確定係数ですけど、1月の中旬、2月ですか、まあ、示されたところで、そこで当区の納付金必要額を見たところ、約500万円ほど減になっておりました。例年、仮係数と確定係数の間では、そういった誤差は生じるところで、実際に、仮に500万円減といったところで、あ、約500万円減といったところで再計算をしても、ほとんど影響がないというところではあります。なので、ここ、運協の時点では、確定係数に基づく算出なんていうのは、ちょっとできなかったところもあるんですけども、特に大きな影響がないというところで、仮係数の算出結果を基に、5年度の保険についても、ちょっと進めていきたいというふうに考えてございます。

○飯島副委員長 保険料のところにはまでは影響がないということで、仮係数のままでやったと。ただ、500万円ほど少なくなったという理解だと思うんですね。それで、保険料が均等割を、公平性を図るために、今回は均等割をまた上げたということなんですが、これは均等割は扶養家族全員にかかってくるものですよ。だから、世帯数が多ければ、それだけかかってくるわけで、1人当たりの保険料額の増減というのは、これ、40歳までの方だったら5,391円と。1人当たりね。これ、世帯数が多ければ、これの掛ける人数分なわけですよ。介護分ありのほうは9,968円増という、これは予算の概要のほうに1人当たり保険料が出ています。これで介護分ありで40歳以上の方が世帯に何人かいれば、その掛ける、1万円掛ける人数分ということで、そうなってくるわけです。そういった場合には、均等割額が2,100円プラスになるというと、何かちょっと小さいみたいですけども、結局、1人当たりになってくる、また世帯になってくると、これがかなりの重みになってくるわけですね。先ほど千代田区は様々な工夫をして、他区よりも、他区に比べれば、本当に低く努力されていると思うんです。ただ、やっぱり物価高騰の中で、これだけ負担がかかってくるということでは、やはり今でさえほかの保険と比べ



て非常に保険料が高い。また、構造上の問題を抱えて、高齢者も多く、医療費もかかるというのは当然なわけですよ。そういう中で、またこれだけ1人当たりの保険料額が増えていくということは、非常に残念だというふうには思うわけです。これ以上、例えば3,500万円の法定外繰入金を前年度よりも減らしたと。これを保険料負担増をしなければ、どのぐらいの繰入額が必要だったのか、そこは計算されていますよね。

○辰島保険年金課長 もう一度、ちょっと質問をお願いしてよろしいですか。すみません。

○飯島副委員長 はい、分かりました。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 この均等割についても、手を加えない、現行どおりとした場合には、どのぐらいの法定外繰入が必要だったんですかと聞いているの。

○池田委員長 休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時08分再開

○池田委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

保険年金課長。

○辰島保険年金課長 失礼いたしました。

今のご質問ですと、単純に2,100円、人数を約1万として掛けると、2,100万ということになります。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 そんな少ないですかね。私は、もうちょっと多かったです。まあ、いいでしょう。

だけど、上げないでやった場合にね、やっぱりどのぐらいの繰入額が必要なのかということを考えて、いや、そうすると、なかなか計画書を出したとおりにいかないよねと。で、苦渋の選択ということでね、そういう苦渋の選択という、そういう姿勢というのが欲しいわけですよ。単純に、もうこういうふうに計画書を出したから、それどおりにやるというかね、その結果、これだけ上がったから、もう仕方がないだろうというんじゃなくて、やっぱり姿勢というんですかね。

姿勢という点では、私も一般質問で国保の問題を取り上げたときに、部長の答弁では、応分の負担を求めるのは仕方がないみたいな、そんなようなことを言われたんですけども、やっぱり収入の1割、可処分所得の1割以上が国保料に消えるというご家庭も少なくないわけですよ。そこのところにやっぱりこう、心を寄せるというかね、そういう姿勢がないと、計算上、もう仕方がないでしょうというようなことでは、やはりそれは自治体としての役割というのを放棄してしまうことになると思うんですね。国保制度の構造上の問題、それから国や広域連合からのいろんな圧力といいますかね、そういう本当に羽交い締めになっている中で、千代田区としては非常に努力をして、統一保険料ではなくしてやっている。そこの評価というのはあるわけなんだけれども、だけど、そのときにやっぱり区民の生活大変だろうと、本当にもう、これは苦渋の選択なんだというかね……

○池田委員長 副委員長、質疑を。

○飯島副委員長 そこのところをぜひお示しいただきたいんですね。そういう気持ちの上で、こうせざるを得なかったというかね、そこら辺の姿勢がやはり絶対必要だろうなとい

うふうに思っているんです。

○池田委員長 質疑をお願いします。

○飯島副委員長 その点はいかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 本当に国保の問題というのは、本当に難しい問題だというふうに認識しています。今、副委員長のほうからも、区の姿勢が見えない、心を寄せる姿勢があるのか、ただ計算しただけなのかというようなご指摘をいただきました。当然、今回お示ししているこの額、案というのが、区としての苦渋の決断でございます。厳しい区民の状況というのは重々分かった中での結論でございます。で、当然、運協でもそうですけども、示す前には、様々な法定外繰入も含めた国保料を抑えるかという部分の比較検討をしています。例えば前年と同じように、法定外繰入をそのまま残してはどうかとか、それをやれば、少しでも軽減、抑えられますので。とはいえ、先ほど言っているように、赤字計画を解消するという大きな流れの中でどうするのかというのは、これは当然、区長、副区長の下でも議論をして、本当に、まあ、数字だけを見ればこれかもしれませんけども、苦渋の決断として、今回、この案を出させてもらっている状況でございます。その点は、ちょっと、見えないと言われれば、そうなんですけど、事実、区としても、いろいろなケースをシミュレーションした結果として、今回、これが最善というか、よりベターな策ということで出させてもらいました。

ただ、とはいえ、区民の窮状、厳しい状況というのは、重々理解して、今後につきましても、しっかりと寄り添っていくという考え方は、これまでも、これからも変わらないというふうに考えております。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 千代田区の特性として、物価も高い、マンションの家賃も高い。場所ですよ。そうすると、今、若い方はどんどん千代田区に引っ越されている方がおりますけども、共稼ぎで働いていると。当然、収入は、2人とも働いていますからね、多くなるわけですね。大体、1,200万とか、その前後の方がかなりいらっしゃるのかなと思いますけども、その辺の方が一番重税感が、常にそこを基準にして、ここから下はいろいろサービスしますよと、上からはどんどん上げますよというのが、今の自治体の施策の根本かなと思うんですけども、千代田区はそういう方が多いですから、その辺をね、もうちょっとこう、何ていうかな、サービスをしていただけるといいのかなと。実際に税金を払ってくれる方というのは、たくさん払ってくれる方は、その辺の層が私は多分一番多いんじゃないかなと。で、所得制限なしで、この前、子育ての教育の給付金ありましたよね、あれなんかは非常に私は大賛成で、いわゆる所得制限、常に所得制限で、いろんな給付金を決める自治体が多いですけども、千代田区の場合、そういう層が多いんでね、なるべくその辺に厚い施策を今後お願いをしたいなと思うんですけども、これは保健福祉に限らず、どの部署でもそうかと思っておりますけども、その辺の考え方、もうちょっと、あれば教えていただきたい。

○細越保健福祉部長 ただいまの河合委員のご指摘、もっともだと思っています。まさに保健福祉に限らず、これは子育ても含めて区政全般の千代田区としての考え方を問われるご質問になるかなと思っております。今、まさにご指摘いただきましたように、所得制限

を設けないというのは、そういう考え方でございます。特定のというよりも、やはり千代田区のこういう共働き世帯が増えている状況を踏まえて、やっぱり等しく、それこそまさに公平性に配慮した、観点に立った施策というのをこれからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○池田委員長 はい。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 以上で、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を終了いたします。

続いて、議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を提出者から求めます。

○飯島議員 提案理由のご説明でも言いましたけれども、子どもが多ければ多いほど、負担がかかってくると。これはほかの健康保険制度にはない仕組みです。受ける医療も窓口負担も、ほかの健康保険と同じなわけですよ。そういう中で、従来から保険料自身が高い上に、このような不公平な、人頭税と言われるような、多子世帯ほど負担が重くなるような均等割額というのを廃止して、子育て支援、応援するという、そういうために提案をしたものです。

2020年の第1回定例区議会でも提案を行いまして、委員会でも様々な論議をしています。それに加えて何かがあったら、また答弁させていただきたいと思うんですが、2020年から比べて大きく変わったのは、就学前のお子さんに対して、均等割の半額ということが入りました。それは、取りも直さず負担感が大きいだろうということで、子育て支援、国も子育て支援の一環として、それは取り入れたものだと思います。ただ、それは本当にスタートであって、非常に微々たるものなわけですよ。それをやはり千代田区としても、試算をお示ししましたんですが、約、予算としては3,150万ぐらいだろうと。このとき、この試算の中には、従来ある7割とか5割の減額、それは入っていないんですね。だから、これよりもっと低くなると思います。区の負担というのは、そういう金額ではあるし、やはりできる区から、できる自治体からやっていって、やっぱり子どもの医療費と同じように、国や東京都を動かしていくというかね、そういう役割が千代田区にはあるのではないかと、そういうことで再度提案をいたした次第です。

以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

それでは、議員提出議案第1号の千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 やっぱり出産育児一時金の増額も含め、国も都も、子育てとというか、子どもを増やすように、そういう方向性に向かっているのですから、ここも、子どもにかかる、そういう均等割額の免除というのは、やはり区のほうでも努力が必要なんじゃないかなと思いますけれど、そこの意識についてお伺いしたいと思うんですけど。ああ、意識とというか、（発言する者あり）あの、いや、ごめんなさい。間違っていました。そこを強く言わなくちゃならないと思うんですけども、やっぱりそういう考えでよろしいんですね。

○飯島議員 はい。

○池田委員長 副委員長。

○飯島議員 はい、当然です。それで、全国……。 （発言する者あり）

○長谷川委員 すみません。何か変な聞き方になって。（「提案の」と呼ぶ者あり）あ、そうです。

○飯島議員 うん。だから再確認でいいんじゃないですか、それは。

○長谷川委員 すみません。ごめんなさい。

○飯島議員 ええ。（発言する者あり）提案者同士で。（発言する者あり）はい。

○長谷川委員 すみません。

○池田委員長 そこは……

○長谷川委員 こっちも聞きたいんだけど……

○池田委員長 委員会を通さないで確認してもらえますか。（「提案者同士で」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員 に、なっちゃんから。そうですね。ごめんなさい。（発言する者あり）

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

長谷川委員。

○長谷川委員 申し訳ありません。ちょっと今発言したことについては取消しをお願いして、改めて伺います。

区の認識としてちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、子育て支援、お子さんを増やすように、そういう考えが入って、国も都もある中で、こういう保険料の軽減を図らなくちゃいけないということが必要だと思うんですけれども、区の認識をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○辰島保険年金課長 区では、まず、先ほどの答弁もさせていただいたところではございますけれども、子育ての支援金ですとか、あるいは医療費助成というところを行っているところです。また、国保のほうに関して言いますと、昨年4月、令和4年度から、未就学児の方に対する均等割保険料の額を半額にしているところを行っているところでございます。

○池田委員長 はい。

河合委員。

○河合委員 まあ、これ、18歳未満の被保険者の同一世帯に属する人はね、均等割ゼロにしますよと。こうできれば、非常に区民の皆さんはうれしいと思うんですけども、一つ、区が保険料をこういうふうにするというときにですよ、条例を定めて、やるわけですよ。そうすると、区が独自にやるときの条例というのは、いわゆる東日本大震災みたいに大きな地震が来て、家具も資産も全部なくなっちゃったと。お金がもう一銭もありませんよという方々に対して、それでは対応しましょうと。地震とか災害とか。で、今、子育て世代、これは大変だと私も思います。こういう物価高で大変な時期だと思うんですけども、これは千代田区だけではなくて、全国一律そうですね。そういう場合に、こういう条例をつくることのできるのかどうか、そもそも。その辺が、ちょっと私は、千代田区独自ではな

いですよ、全国一律ですよと。大変なのは分かりますよ。分かるけども、これは全国的にそうだというときに、千代田区だけ条例ができるものかどうか。その辺の認識をちょっと執行機関の方にお聞きしたい。

○辰島保険年金課長 ただいまのご質問でございます。国から通知が示されてございます。国の通知では、災害や失業などで収入が減少した方に、条例を定めて、申請に基づき保険料を減免するという事は可能ということ、法律上、なっております。したがって、個々の事案を、事情を勘案して行うものでございます。個別の事情に応じて特別に減免を行うというものでございますので、あらかじめ特定の対象者に向けて、画一的な基準を設けて減免を行うということにはできないということになってございます。

○河合委員 できないということ。

○池田委員長 副委員長。

○飯島議員 国民健康保険法第77条は、自治体、市長の裁量で、特別な事情がある場合に市町村が減免できるとしているわけです。それで、もう既に30以上の自治体が様々な形で減免やっていますが、これを、特別な事情というのを、子どもがいること、そういうことで認められているわけです。ですから、可能であるということです。（「子どもがたくさんいるということ」と呼ぶ者あり）子どもがいるということね。1人でもね。子どもがいるというのは、子育てというのは大変だという認識は、もう今一般的ですよ。子育てにお金がかかるって。何とか少子化対策しましょうということで支援していますよね。その中の一環として、特別な事情として、子どもがいる、子どもを育てているということは、特別な事情だという、認めるというふうに国のほうは答えているんです。ですから、今、条例はできないとおっしゃったのは誤りです。

○辰島保険年金課長 すみません。これ、去年の7月に国から通知がなされております。その中で、今、私最初にも申し上げたような、今、副委員長からも77条の規定がございました。この77条では、条例を定めて、申請に基づき減免することは可能というところでございますが、そういった場合、先ほど河合委員からもご指摘ございました災害等という、個別の事情に応じて行うものでございまして、画一的な基準をあらかじめ設けて減免を行うことはできないということになってございます。

○飯島議員 それは厚労省にも、こういう解釈でいいのかということで再度求めたところ、それはいいという、そういう答えも得ているわけです。で、であるから、もう既に減免をしている自治体が出ているわけですよ。もし、それが駄目であれば、こういう自治体、違法なことをやっているということになっちゃいますよね。

それで、均等割という制度そのものは、外すことはできないわけですよ。もう、それは制度として国が決めているから。けども、それをゼロにするという、その金額を0にするということは、あり得るわけですよ。制度そのものは手を入れられないですよ、もちろん。だからゼロにするという、そういう条文で、附則として入れることを提案しているわけです。それは可能だと。実際に、だから幾つもの自治体が行っているわけですよ。やれないとなったら、違法だとしたら、それは認められないわけですよ。

○細越保健福祉部長 先ほどのちょっと課長の答弁に若干補足させてください。

できないというか、正確に申し上げますと、通知文の内容を正確に申し上げますと、明確に法律違反とは言えないものの適切ではない。

○飯島議員 うん。

○細越保健福祉部長 こういう表現です。なので、確かに副委員長おっしゃるように、可能性としてはゼロではないかもしれませんが、ただ、国の見解としては、そういう一律、画一的であることは適切ではないというように言っています。

それと、今、副委員長、幾つか自治体、全国でやっているよというようなお話を頂きましたけれども、これも、この通知が出る前なんですね。直近でも、その令和4年の当初からですから、令和3年度の中で議論をしてやっている自治体があるようです。

ただ、やはり国のほうも、こういった状況がどんどん出てきますと、やはり国の制度として立ち行かなくなる可能性があるというようなことで、今年の7月に通知を出したというように理解しておりますので、区としては、そういったことを踏まえて、子育て支援につきましては全体の中でやっていくということで、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○池田委員長 米田委員。

○飯島議員 あ。今の関連なんだけど。

○米田委員 じゃあ、先にどうぞ。

○池田委員長 関連。

○飯島議員 関連です。

○米田委員 僕も関連で。

○池田委員長 提出者なんで、ちょっとそこは。（発言する者あり）

○飯島議員 いや、だけど。うん。

○池田委員長 あまりやり取りしていただかないほうが。

○米田委員 一応確認で。すみません。

○池田委員長 米田委員。

○米田委員 先ほど部長から、今、ありました。明確な規定はないけど、そういうふうに適切にやってくれと、これが今年の通知だと。今年の7月から、そういったところの自治体はないという。もう一回だけ確認させてください。

○辰島保険年金課長 今、米田委員ご指摘のとおり、今年の7月に通知が出されたところで、ここでは、先ほど部長からもご答弁を差し上げたところでございますが、法律違反ではないが適切ではないという考え方が示されてございます。それ以降、また自治体はございません。

○米田委員 で、ちょっと変わるんですけど、法定外繰入をやっていただいていると。この法定外繰入、国では、まあ僕は認めてほしいんだけど、行く行くなくなっていくようにと、この通達があると聞いています。これ、行く行く、本当になくなると、今後の国保の保険料というのはすごく上がるんじゃないかと懸念しております。そういったとき、そういう可能性というのは今のところあるんでしょうか。ちょっとその辺、お聞かせください。

○辰島保険年金課長 委員ご指摘のとおり、これまで、その段階的に縮減しながら、法定外繰入をすることで運営してきているところでございますので、それがもし一気にゼロに、なくなってしまうと、保険料に影響することは考えられます。

○米田委員 今回のこの、未就学児は国でやっていただいた。で、今回の18歳以下のお子さんの分も、これは当然、法定外繰入の中に入るということですので、これ、プラスに

なるという考えでよろしいですか。

○辰島保険年金課長 ご指摘のとおりです。

○米田委員 その点、ちょっと確認したかったんで、しっかりそういうふうになっているということですね。はい。

○池田委員長 はい。

では、副委員長。

○飯島議員 これだと、国は全体の保険料を下げるために一般財源からそれ以上繰り入れるのは駄目よと言うけれども、そういうことでなくて、特別な事情に対してやるということについてはオーケーよというふうに言っているわけです。ですから、これは一般財源として入れるわけですから、保険料に影響するということはありません。

以上です。

○池田委員長 ほかによろしいですか。

岩佐委員。

○河合委員 今の、分からない。

○飯島議員 えっ、分からない。（発言する者あり）うん。いや、解釈が間違っている。

○池田委員長 保険年金課長。

○辰島保険年金課長 先ほど部長からも、私からもちょっと申し上げました、その適切でないというところで言いますと、国の通知にもよりますが、例えば子育て世帯を画一的な基準で軽減するための資金、一般会計から入れるものにつきましては、やはり赤字補填のための法定外繰入になるというふうに示されております。

○池田委員長 副委員長。

○飯島議員 今の、その通達というのが、非常にそういう誤解を生みやすいということで、うちの国会議員団のほうでも改めて解釈を求めたわけですね。で、非常に誤解を生みやすいじゃないかと。それで、具体的に均等割について軽減なりを自治体独自でした場合はどうなのかということ再度求めたら、それは違法ではないと、そういうふうな答弁を文書でもって、もらっているわけです。本当にね、厚労省は一般的なその事務通達の中で誤解をしやすい。で、誤解されたのも当然なのかもしれないけれども、それに対しても再度求めています、解釈をね。それで、構わないよということは得ているわけです。

以上です。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時38分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 普通の区の提案だと、いわゆる国保連協の諮問、諮問・答申が欠かせないと思うんですけど、こうやって議員提出議案で勝手にというか変えていった場合というのは、この国保連協の関わりというのはどのように位置づけるんでしょうか。これは、ちょっと提案者の方のほうから。（発言する者あり）はい。

○飯島議員 それは、また国保連協に諮っていただくという方法も可能だと思います、運協を開けるわけですから。

○岩佐委員 じゃあ、ちょっと理事者の方にお伺いするんですけど、この国保連協というのは、その提案がある都度に諮っていただくことは可能で、既に、この答申が出てから、今回この算定結果になったと思うんですけども、なったんですけども、その答申の中で、子どもの均等割についても包含して、それを全部考えた上で、今回の答申が出て、今回のこういう算定になったのか。そうすると、もしその答申と今回の新しい提案が趣旨としてちょっとずれるようであれば、そこを改めて答申をしていただくという、その答申の位置づけ、諮問と答申の手続というのをちょっとご説明いただけますか。

○辰島保険年金課長 国保連協の件でございます。

まず、最初に11月に答申、諮問・答申したものに付きましては、この均等割のその半額の助成部分につきましては、当然入っております。そこも踏まえての算定というところで、諮問・答申を受けた結果になっております。で、本日、議案として提案させていただいているものでございます。

また、運協自体につきましては、特に回数とかは決まっておりますので、案件があることで開催することは可能です。

○岩佐委員 私たちは、その運協さんの答申が出て、出てから、いつも議案として議決するんですけども、逆に、答申の前に議決しちゃってから、運協さんに諮問をお願いして、で、その運協さんが返ってくることが、そこがずれた場合のこの議決とのずれというのは、どのように取り扱えばよろしいんでしょうか。ちょっとよく分からないんですけど。いつも、答申の後に私たちは、運協さんの答申を待って審議させていただいているんですけども。

○池田委員長 休憩します。

午前11時41分休憩

午前11時46分再開

○池田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

保険年金課長。

○辰島保険年金課長 運協の手続の話でございます。仮に、今、ご議論されている議員提出議案が了とされた場合ですけれども、そういった場合には、やはり手続として国保連協で諮問・答申というところの形を取っておりますので、急遽運協を開くような形を取って、諮問・答申をしていただくという流れになろうかと思います。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。逆に、今までは運協さんの答申を参考にしながら審議をしてきました。逆に、こういった可能性もあるよということを運協さんの中でお話しされていれば、逆に、そういった運協さんのお考えというのは私たちは知りたいなと思うんです。それがなしのまま、今、今日こういう提案が出されたので、ちょっと、そこに關しては、まあ、手続上仕方ないのかなと思うんですけども。逆に、日常的な話として運協さんに、じゃあ、この子どもの均等割はどうか、特別な事情というものをどういうふうに考えるのかということを運協さんに、もし、たらればではないんですけど、日常的



にやっていただいて、次の答申のときに考えていただくことというのは可能なんですか。

その、今回の議決ある、なしにかかわらず、運協さんに、日常的に子どもの均等割が話題になっています、あるいは、特別な事情をもっと拡大解釈して、やはり、ちょっと負担感の大きい人には何らかの支援をするということに対して、どのように運協さんは考えているかということは、今まで、その話合いとかがなされたことはあったでしょうか。

○辰島保険年金課長 国保運協において、そういった諮問・答申ということで、それを大体条例改正に関する、関わること、保険料改正に関することということで、諮問・答申させていただいているところです。で、今、岩佐委員からご質問のございました、例えば、そういう個別の事情に対する考え方ですとか、そういったことを特別に議論したということとは今まではないと記憶しております。

○池田委員長 副委員長。

○飯島議員 今も出されましたが、そのことについて、運協でもってこういうことが議会では問題になっている、話題になったんですよということを、ぜひ運協の中で示して、お考えをいただきたいと思います。私も、いつも傍聴はさせてもらっているんですが、なかなか、その様々なことについて、ほかのこともですが、ご意見があまり出されないんですね。やはり、そこら辺の仕組みそのものもあんまり丁寧に、皆さんにご説明が行き渡っていないのかなという感じを、傍聴していても感じるわけなんです。ですから、国保にはこういう問題点、構造的な問題があるということも含めて、ぜひお示しをさせていただいて、様々なご意見が出るような形に、ぜひしていただきたいというのは思いますので、今の意見に追加して申し上げます。

○細越保健福祉部長 運協に対する貴重なご意見、ありがとうございます。私も、実は就任して初めて運協に出ました。確かに副委員長、また岩佐委員のおっしゃるように、形式的な会になってはいけないと思っております。こういった国保の、非常に難しい、複雑な仕組みでもございますし、なかなか分かりづらい部分はございますけれども、今頂いたご指摘も踏まえて、様々な課題をこういった場に提示いたしまして、議論していきたいと思っております。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

河合委員。

○河合委員 ちょっと提出者にお伺いしたいんですけども、被保険者の均等額をゼロにすると、18歳以下ね。もうこれは非常に子育て世帯には喜ばれる提案だと思うんですけども、千代田区には高齢者だけの方もいる、独身の方もいる、で、いろんな方が税金を払っています。税のいわゆる公平性というか、その辺はどのように、この条例に対してお考えなのか、その辺をお聞かせください。

○飯島議員 この施策だけではなくして、全ての方が一緒に受けられるというサービスはなかなかないわけですよ。これは高齢者は受けられるけども、これは子育て世代が受けられるとかね、そういうふうにやって、やはり成り立っていくわけだし、とりわけ、将来にわたって少子化というのは改善していかなきゃいけない事項というのは、もう独身、生涯独身でいくという、単身でいくという方も、そこはもう合意というか、全体的に合意はできていると思うんですね。

○河合委員 そこは分からない。

○飯島議員 それは、で、国のほうも、その対策ということで、今、いろいろと考えて、その一つが未就学児の半額というのが今年度取り入れられたというふうに私は思うんです。

ですから、これはどんどん、できる自治体では、やはり先陣を切ってやっていくべきだと。で、18歳までの子どもの医療費も、千代田区はほかの自治体に比べて早かったですよね。じゃあ、子どもいないご家庭というのはどうなのといった場合に、それは不公平でも何でもないわけだし、歓迎されるべきことだったと思うんです。で、そういうふうにやっていくことが、やっぱり少子化対策ということにもつながっていくということで、理解は得られると思います。

○河合委員 今の少子化対策とか、要するに子どもを大事に育てていこうと。子どもの教育も含めて無償化とか、いろんな動きがある。それは私も承知をしています。ただ、日本広しといえども、ここは千代田区ですから、千代田区は何をやっているかということが私は一番大事なかなと。臨時特別給付金10万円、価格高騰緊急5万円、誕生準備手当4万5,000円、次世代育成手当5,000円ですか。それで、今回は子育て教育応援給付金1人5万円と、1万2,000人に配ったと。要するに、千代田区としては、子どもに対する施策というのは、私はよくやっているかなと思っています。

で、その中で、さらにこれをやるということはね、それプラスアルファと考える方もいらっしゃるんじゃないかなと、その辺の税の公平性はどうかかなという、今お伺いをしたんで、いわゆる、今、千代田区がやっているベースを基に、公平性はどうかというお答えをお聞きしたかった。

○飯島議員 財源としてね、なかなか、本当にほかを圧迫してしまうというか、そういう予算であれば、それはなかなか大変なことかなと思うんです。ただ、財政課とも話をしましたが、3,000万円以内ということではね、これは大して影響を及ぼさないと。それでまた、このような均等割を、18歳までの方をゼロにしている自治体、ほかのところを幾つか調べてみましたが、こういうところは、やっぱり子育て全般に関して、非常に手厚くしているんですね。医療費も、入院のときの食事代も助成をしているよと。それから、給食費も助成をしているよと。それから、保育料も国以外の方ね、そこに対しても助成をしていると、そういうふうに全般的にわたって、やっぱり子育て支援という、そういう姿勢が非常にあるということなんですね。

で、子育て支援というのは、先ほども申し上げましたように、子どもが少なくなったら、これは全世代に及ぼすことだし、そういう意味で、たくさん子どもを産みたい方は産めるように、安心して、経済的なペナルティーなんかない中で産めるようにということなんですから、これは、公平だと思います。

○河合委員 最後にします。

日本全国、自治体いろんなところが私はあると思います。いわゆる過疎になってしまって人に来てほしいと、いわゆる若者がいなくなって、この町で起業してほしいと、いろんな町があると思います。で、その町、町に合った施策を各自治体はやっているんだろうと私は思っています。そういう意味では、この千代田区に合った施策は何なのかが一つ、大事かなと思うことが一つと。

あと、皆保険制度を、いわゆる今が大変だから、そこに給付をしましょうという考え方、全部間違っているとは私は思いません。ただ、長い年月、この皆保険制度をどうやって維

持していくかということが一番大事なのかなと思いますので、その辺の観点をもう少し考えていただければなというふうに個人的には思っています。

これは飯島さん、提案者に対してね、言っていることなので、提出者に対して言っていることなので、これは私の考えで、これ以上やっても平行線になると思いますので、これでやめますけども、そういう考えでございます。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 さっき、子どもがいることが特別な事情だというふうに解釈されると、そうすると、特別な事情というのは、例えば障害ですとか難病ですとか、本当に特別な事情がある方がたくさんいらっしゃると思うんです。もちろん、そちらを優先されるべきだということも思います。子どもが産めて育てられるということは、とてもすごく恵まれて、すばらしいことだと思うので、逆に、そうじゃない家庭に対しては、これは今後も、障害者あるいは難病者、いろいろな形のご事情がある方に、どんどんこれは対象者を拡充していく方向になると思うんですけれども、そこも、やっぱりそういう、まあ最終的には、その国保全体としてどう考えているかということもあるんですけれども、今ここで子どもにスポットを当てるとということは、そういった可能性もある、視野に入れられているということでしょうか。

○飯島議員 今は子どものことについて言っているわけですね、18歳未満のね。だから、それがもっと、また別のところでは、特別なものというのをもっと広げても、それはいいんじゃないですか。それはここで論議すべきことではないと思いますけどね。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 以上で、議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を終了いたします。

それでは、まずは議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）しますか。はい。

それでは、これより討論に入ります。

長谷川委員。

○長谷川委員 賛成の立場から討論させていただきます。

千代田区では、一時的な給付金などで子育て支援も行っておりますけれども、継続的な支援が、子育て支援が求められているものと考えます。そういうところでは、18歳までの均等割額の免除というのをぜひ入れていただきたいなと思います。また、これは当分の間、12条のところには当分の間ということがあります。コロナ禍で、今、厳しい状況を抱えている子育て世帯への支援になるものと思いますので、また、区側からとしても、国への支援、さらなる支援も求めてもらいながら進めたいと思います。

以上です。あ、賛成、何だっけ、この条例改正に賛成いたします。

○池田委員長 米田委員。

○米田委員 反対の立場から、意見発表させていただきます。

社会保障としての国保制度の在り方ということでは、国にその制度の在り方、再度改善に向けてやっていくべきだと考えております。皆さんもこういう考えだと思います。こういう中であって、提案者のほうから18歳未満の子どもの均等割をゼロにするという今回

の条例改正の案になっています。この件については、現在の国保制度の中で、千代田区において子どもの均等割をなくすことが本当に国保加入者の中において公平性が保てるものであるかということは、現時点ではなかなか判断しづらいと私は思っております。よって、この議案に対し、反対させていただきます。

○池田委員長 河合委員。

○河合委員 議員提出議案、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から意見を表明します。

本議案は、18歳以下の国民健康保険加入者の均等割保険料を一律に免除するものでございます。少子高齢化が進み、増え続ける医療費をどのように補い、国民皆保険制度を維持していくかは重要な課題であります。

一方で、提案理由にある子どものいる世帯の経済的負担を軽減することの必要性も理解をいたします。国では、子育て世帯の支援策として、次世代育成手当の支給や、0歳から18歳までの子どもの医療費無償化など、様々な施策を総合的に展開しております。国保に加入している全ての子育ての世帯に対して、所得状況を勘案せず、一律に均等割を免除する本議案は、国民皆保険制度の持続可能性を高めるため、国保赤字財政の縮小を図ろうとする国保制度改革の目的に逆行するものです。

また、一般会計からの法定外繰入を増やすことは、公平性の観点から問題があります。医療費の適正化など広域的な運営に転換しようとしている中で、こうした軽減策は自治体が独自に行うものではなく、まずは、国において制度設計の中で改善するべきものと考えます。

これらを総合的に勘案し、本議案には反対をいたします。

○池田委員長 飯島副委員長。

○飯島副委員長 国保制度は、均等割という仕組みそのものが構造的におかしい。その上に立って、とりわけ、今、少子化が言われている中では、子育て支援として、千代田区として、でき得ることは全てやるような姿勢が本来必要だろうというふうに思います。そのような中で、現在、全国知事会や市町村会なども、この子どもの均等割ということについては、長年意見を述べられております。そういう流れの中で、ぜひ、国の今年度の未就学児の半額というのに加えて、やはり千代田区としてもでき得る限りの支援策という、そのような立場で、この提案には賛成をするものです。

また、加えるならば、国の制度、本当にそうです。国の制度でやるべきだというならば、ぜひ議会からも、国に対して意見書を提案することも付け加えたいと思います。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 議員提出議案第1号の千代田区国民健康保険条例を一部改正する条例に反対の立場から討論します。

子どもの支援という趣旨は本当に共感するところですが、やはり現制度においても、未就学児の均等割がやっと軽減されたところでして、国としても、広域で軽減していく方向に行くんだろうと期待をしています。

そして、やっぱり国民皆保険制度の持続可能性というところで考えられているこの制度の中で、特に、この皆保険制度の持続可能性が危ぶまれる中で、特に、この財政が豊かなこのうちの区が、千代田区が、率先してそういったところを、いわゆる広域からぬきんで

てバランスを崩していくということが、果たしてこの持続可能性にどのような影響があるのかは、やはりもう少し議論が待たれるところだと思います。特に、これは所得制限にも関係あることでして、この千代田区において所得制限なしで均等割を全て廃止するということに関して、やはりこれはどのような影響があるのかということ、併せて今後、運協のほうとも話し合いをしながら進めていっていただきたいと思います。

以上により、この本条例案には反対をいたします。

○池田委員長 はい。以上で、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議員提出議案第1号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 長谷川委員、飯島委員。賛成少数です。よって、議員提出議案第1号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）

これより討論に入ります。

飯島副委員長。

○飯島副委員長 国民健康保険は、均等割も含め、ほかの保険に比べて、非常に被保険者の負担が高い。この制度設計自体を見直すことと同時に、現在、法定外繰入の縛りもある中で、区として工夫は様々行ってはいることはよく分かりましたが、その結果としても上げざるを得ないと。これは現在の物価上昇、高騰の中で、区民生活との対応として、現状もしくは下げてほしいという思いがあります。そういう中で均等割、子どもさんのいるところでも、子ども1人当たりが5,391円、平均ですね、上がっていくということについては、やっぱり反対をせざるを得ません。

以上です。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場から意見表明を行います。

コロナ禍で先行きが見えない状況下、区では、令和5年度も引き続き独自保険料を設定して、加入者の負担感を極力抑えることに尽力しています。また、特別区統一保険料よりも低い料率となっていることや、均等割額の引上げも最小限に抑え、区の努力は評価します。引き続き、加入者の負担軽減に最大限努め、安定的で継続的な国保運営を進めていただくことを期待し、本議案に賛成いたします。

○池田委員長 よろしいですか。

それでは、討論を……

○河合委員 委員長。

○池田委員長 あ、ごめんなさい。河合委員。

○河合委員 議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場から意見表明を行います。

本議案は、国民健康保険の安定的運営のため、令和5年度の国民健康保険料率の改定等を行うものであり、千代田区国民健康保険運営協議会の審議を受け、了承されたものです。保険料率の算定に当たっては、特別区統一保険料とは別に、引き続き本区の状況を勘案した独自保険料率を設定しており、保険料上昇抑制のため、法定外繰入金を活用をはじめとした様々な工夫により、統一保険料よりも低い料率となっています。

また、均等割額の引上げを行いましたが、平成30年度以降、4年間にわたって均等割額の増額を行わず、所得割額の引上げのみにより保険料の確保を図ってきた結果、付加割合の著しい偏りが生じていること、被保険者間の負担の公平を図るためには、均等割額の引上げもやむを得ない措置と理解でき、また、均等割額の引上げ額も少額であり、他区の状況に比べ、保険料の総額も引き続き低額となっている実態から、区の保険料抑制努力を評価し、本議案に賛成をいたします。

○池田委員長 以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池田委員長 西岡委員、河合委員、岩佐委員、米田委員。賛成多数です。よって、議案第17号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第17号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

副区長退席のため、暫時休憩いたします。

副区長、ありがとうございました。

午後0時12分休憩

午後0時17分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

（1）令和4年度千代田区ひきこもりに関する講演会の報告及びひきこもりに係る実態調査の実施について、執行機関からの説明を求めます。

○山岸福祉政策担当課長 では、私のほうから、保健福祉部資料2-1に基づきまして説明いたします。

1月21日に実施いたしましたひきこもり講演会の報告と、今後、ひきこもりの実態調査を予定しておりまして、その概要をお知らせします。

まず、講演会の報告ですけれども、ポイントを絞ってお伝えさせていただきます。1枚目をおめくりいただいて、事前の申込みは52名いらっしゃいましたけれども、実際の参加者は38名でございました。そのうち34名の方からアンケートを回収しております。アンケートとしては、（1）～（4）が講演会の参加者の状況、（5）～（12）がひきこもり当事者の状況、（13）～（17）が講演会の内容に係るアンケートとなっております。

まず、講演会参加者ですけれども、親やきょうだい、その他親族で約半分を占める状況

で、斎藤先生の講演の中でも、まずは家族支援が入り口になることが多いということがうかがえる結果となっております。一方で、お二人ほどご本人の参加もございました。

次のページをご覧ください、講演会参加者は女性が多くて、先ほど親からの参加が多いということとも併せて考えると、母親が多かったのかなという傾向が読み取れます。

年齢ですが、50代、60代が多く、参加者の親が多いということに伴うものと思われるます。

次のページを見ていただいて、参加者の住まいは千代田区民が半分ほどいらっしゃいました。

さらに、次のページから、ひきこもり当事者の状況になります。ひきこもりご本人は、区では男性が多い傾向でございます。

当事者の年齢ですが、30歳代以下で全体の4分の3を占める傾向です。

ひきこもりの本人の住まいですけれども、千代田区に居住していらっしゃる方は、あ、すみません、次のページの（7）ですけれども、千代田区に居住している方は3分の1で、講演会の参加者の半分が千代田区在住だったという状況も併せ考えると、ひきこもりご本人とご家族が同居していない世帯も一定数存在しているんだろうなと考えられます。

当事者の状況です。（8）です。多いのが、在学中、就業中、求職活動のいずれも行っていない方が多い状況です。

続いて、ひきこもりの期間です。6年以上が最も多く、次いで1～3年の方も一定数いらっしゃいます。

続いて、支援の状況ですけれども、一度も支援を受けたことがない方、過去に受けただけでも、現在は受けていないという方が多く、早めに支援に結びつけるとともに、継続的な支援のつながりを持つことが重要と思われるます。

支援を受けていた機関で多いのは病院という結果でした。恐らく、ひきこもりご本人は、何らかの精神的な治療が必要な状態にあるか、まあ、であったということが言えるものと思われるます。

次のページに、必要と考える支援でございますけれども、これは、比較的どの項目も必要との回答がありましたが、とりわけて多いのが家族への支援となっております。

さらに、次のページです。講演会の今度は長さについてということで、「ちょうどよかった」ということが多かったところでございます。

講演会の内容としても、「わかりやすかった」ということになっております。

あと、次に、講演会を知ったきっかけですけれども、50代、60代の方の参加が多かったことと関係しているかもしれませんが、広報千代田やその他が多い傾向です。その他、知人の紹介というので知ったケースがございました。

午前中は講演会、午後は茶話会を行う予定でしたが、茶話会は参加者が少数で中止、個別相談会は、6枠中、2枠の申込みがございました。

あと、以降は、まとめさせていただいておりますので、ご覧になっていただければというふうに思います。

簡単ではありますが、講演会の報告は以上となりまして、次に、ひきこもりに係る実態調査についてお知らせをいたします。保健福祉部資料2-2と2-3をご覧ください、と思っております。

まず、2-2からですけれども、1番、調査の目的です。千代田区におけるひきこもりの実態を把握して、今後の区のひきこもり対策の検討に役立てることとなっております。次に、調査と併せて、区の相談窓口の存在を区民に広く知ってもらうため、広報としての意義も併せて実施いたします。

2番、調査の流れです。調査実施の案内送付を6月上旬に行います。健康推進課で実施する「区民歯科健診」事業、19歳以上の全区民を対象としておりますけれども、そのお知らせに調査実施の案内を同封して、案内は別紙でつけさせていただいている2-3、これを同封させていただきます。送付数は約5万8,000通で、区のほぼ全世帯を網羅することになります。また、2-2に戻っていただきまして、周知としましては、広報千代田、ホームページ、SNS、掲示板等で調査実施の周知を行うということと、あと、これから庁内で調整を図りまして、このほか、様々な形での広報を実施する予定です。

調査回答の方法ですけれども、チラシに印字されたQRコードから専用のシステムに遷移して、回答フォームから回答する仕組みです。質問はひきこもり本人やその家族のみに回答してもらうのではなくて、それ以外の、直接ひきこもりとは関係ない方にも、例えば近所の方ですとか友人ですとか支援に携わっている方にも、それぞれの属性に基づいたアンケート項目を作成しています。あくまで実態を把握する調査の趣旨のため、氏名や個人を特定する事項は設けません。アンケートの回答は、基本データで集まってきますので、それを集計して、秋頃、区のホームページで公表いたします。

アンケート項目ですが、三つの属性を設けておりまして、それぞれ、まだ案の段階ではありますけれども、こういった形で、それぞれの属性に応じた質問項目を設ける予定です。

4番、調査実施までのスケジュールですけれども、2月下旬にチラシを印刷しまして、5月上旬に印刷完了。そこから封入、封緘して、6月上旬、広報千代田等により、区民に調査の実施のお知らせ、そして、6月上旬にチラシを郵送予定でございます。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 ご説明ありがとうございました。このひきこもりの調査についての回答フォームからの回答をするようになっていくということですが、例えば8050とかで高齢者の場合、なかなか回答できないと思うんですが、その対応はどのようになさいますか。

○山岸福祉政策担当課長 ここは、我々のほうとしても課題認識は持っていて、一部、紙での回収も行う予定です。具体は、これから庁内で各部署との調整を図っていくんですけれども、現時点では、あんしんセンターで実施している、高齢者のお宅に戸別訪問を行う事業があるんですけど、それに協力いただいて、紙で回収する手法ですとか、あとは在宅支援課にも協力いただいて、健康すこやかチェックという紙での、別の調査にはなるんですけども、そこにひきこもりの質問も何問か入れさせていただいて、回収するというのを具体化しておりまして、ほかにも出張所ですとか社会福祉協議会などとも協力してやっていきたいなと思っています。

○長谷川委員 あんしんセンターなどの対応ができるということですが、このアンケート調査のお知らせのところに、そのように、例えばネットでの回答ができない方については、ご不明な点とかお問い合わせは、というふうには書いてありますけれども、紙で



の回答もできますので、こちらにご連絡をお願いしますであったり、あんしんセンターとか、そういう関係機関のところに連絡を下さいというような一文を加えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○山岸福祉政策担当課長 長谷川委員ご指摘のとおり、このチラシはまだ案の状態ですので、そういった一文をちょっと入れられるように検討したいと思います。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田委員長 西岡委員。

○西岡委員 今回のアンケート調査で、今まで一度も支援を受けたことがないとか、過去に支援を受けたことがあるけれども現在は受けていないという方が割と多くて、ひきこもりの期間というのも6年以上という方がすごく割合を占める中で、今後、区として、どういうふうに、この支援を受けたことがない方々にアプローチしていくのか、いろいろとサポートはしていってほしいんですけども、今まで、その支援を受けていた方というのは、病院というのが回答でほとんどということで、そういう場合に病院と連携していきやり方もあると思うんですけども、せっかくこういうアンケートを出しているんですから、そのアンケート結果を生かして、どうアプローチ、この対象者にアプローチしていくのか、区の考えをお聞かせいただけますか。

○山岸福祉政策担当課長 まずは、こういった形で調査を実施して、区のひきこもり相談窓口の存在を広く周知するということがありますし、あとは、様々な機関ともしっかり連携を深めて、ひきこもりの家庭というのは、それなりに、それぞれ個別のいろんな事情を抱えていると思いますので、例えばケアマネですとか、民生とか、町会ですとか、社会福祉協議会ですとか、もっと様々な機関と連携を深めて、できる限り、そのひきこもりの方の発見に努めていきたいなというように思います。

○西岡委員 今、社協もと言ったけど、社協なんて、相談を受けて、支援を受けたことないという人が0人だったりとか、なかなか、ちょっと周知も足りていないし、今始まったばかりということもあるんでしょうけど、やっぱり、その一度も支援を受けたことがないんだよという方が、逆に言うと6名以上いたというこの事実を受け止めたときに、具体的にどうアプローチするのかというのを聞いているんですけど。

○山岸福祉政策担当課長 まずは、千代田区にひきこもり相談窓口を、確かにちょっと始まって1年足らずというところもありますので、今後は、もう少し広く周知、広報に努めて、各出張所の窓口とかにもチラシを置くなどして、もう少し区の相談窓口の存在を広く周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○西岡委員 お願いします。

○池田委員長 ほかはどうですか。

○飯島副委員長 講演に関連してなんですけれども、ひきこもりからの出口というのは、必ずしも就労とか就学ではないんだよということが、講師からも強調されたと思います。とはいえ、ご家族は、とりわけ親御さんにとっては、非常に心配なわけですよ。あの当日来られた方も、ご家族が多かったと。で、家族会というのをつくる場合に、ほかの自治体でもできているところはあると思うんですけども、家族会をつくるということについては、千代田区は何か取組を考えられているんでしょうか。

○山岸福祉政策担当課長 ほかの自治体で確かに立ち上がっているところもありまして、

千代田区でもちょっとどうするかというのを今検討しているところでして、ほかの自治体ですと、やや、その家族会でも高齢化になっていたりだとか、あとは音頭を取っていただける方がちょっとなかなかいらっしやらなかつたりだとか、そういう課題もあるそうなので、ちょっと、そういう他自治体の状況も踏まえて、区でどうするかというのを検討したいと思っております。

○飯島副委員長 そのひきこもりに対応する、悪質な引き出し屋みたいな、何かそういうのもある中で、心配されているご家族にとってはそういうところに行ってしまうという可能性もあるので、ぜひそれを防ぐためにも、家族会でいろいろ話し合うということは大事だと思うんですね。

で、そのアンケートの中にも、家族会が必要と思うかとか、それ、家族会に関する何か設問が一つ加えられてもいいかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○山岸福祉政策担当課長 アンケート項目についてはまだ案段階ですので、これから、その茗荷谷クラブですとか、あとは他自治体のアンケート例なんかも参考にして、必要であれば、そういった項目も入れられたらなというように思います。

○飯島副委員長 はい。

○池田委員長 ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）令和４年度千代田区ひきこもりに関する講演会の報告及びひきこもりに係る実態調査の実施についての質疑を終了いたします。

次に、（２）いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に伴う第２回説明会について、執行機関からの説明を求めます。

○小原高齢介護課長 いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に伴う第２回説明会について、保健福祉部資料３に基づきましてご報告いたします。

第１回目の説明会につきましては、昨年１２月４日に開催し、同月２１日の当委員会に報告をした際に、第２回の説明会の開催についても報告してございます。第２回の説明会は、１月２８日土曜日、午前１０時からから第１部、区民施設利用者向け、１１時から第２部、高齢者施設利用者向けとして開催し、それぞれ資料に記載してございますが、区民施設向けは１８名、高齢者施設向けには６０名、なお、両方の参加者は１４名となっております。

説明会では、区から、第１回説明会で頂いた意見に対して未回答であった部分や、区の考え方について説明いたしました。

まず、指定管理者の変更を１年先延ばしにするべきではないかという意見につきましては、４月以降も利用者や区民の方の安心につながるように、きちんと丁寧に引継ぎをすることで、区としては先延ばしをすることは考えていない旨、回答いたしました。

次に、説明会での意見を区議会に報告してほしいという意見につきましては、昨年１２月２１日の常任委員会、保健福祉委員会で説明会の内容をご報告し、引き続き丁寧に引継ぎを行い、区民の方が安心するように対応すべきとの意見を頂いた旨、回答いたしました。

なお、説明会には、次期指定管理者の理事長、就任予定の施設長及び区民施設部分の責任者が出席し、参加者からの質疑に回答しております。

なお、次に、説明会における質問及び回答でございますが、総質問数は３１件でした。

内訳として、指定管理者全般に係るものが2件、区民施設部分が7件、高齢者施設部分関係が22件でした。なお、類似の質問については、まとめて1件として計上してございます。資料として別紙をつけてございますので、ご覧いただければと思います。

1枚をおめくりいただいて、2ページ目の20番でございます。高齢者施設関係になりますが、「特養は、医療、看護も大事だが、介護施設である。本日、医療に関してはいろいろな説明があったが、実際に一番大事な介護に関してはなかなか具体的な説明がなかった」というご意見につきましては、カメラア会から、「介護体制については、今、東京栄和会の手厚い体制を維持できるように職員を用意している。特に介護職については、各フロアのほうに人員配置の人数が少なくならないように準備をしているので、ご安心いただきたい」等の回答をしております。

また、今回の説明会では、その他参加者からの質問に対して、第1回目ではなかなかお答えできなかったカメラア会からの具体的な回答をしております。

次に、今後の予定でございますが、2月中に説明会当日の資料、議事概要及び質疑応答集を千代田区ホームページに掲載いたします。区としては、4月からの指定管理者の変更について、引き続き新規法人との引継ぎを実施していくとともに、説明会でもご意見を頂きましたけれども、区民の皆様にご丁寧に説明し、安心していただけるよう対応していきたいと考えてございます。

最後に、参考として、資料の下段にこれまでの経緯を記載しております。

ご報告は以上です。

○池田委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○長谷川委員 ご説明ありがとうございました。質問の、別紙のところの17番、今、20番でもご説明がありましたけれども、栄和会さんから残る方、その当方で15名ということでしたけれども、その後、増えているかどうかの人数の確認はできているのでしょうか。

○小原高齢介護課長 変わらないということでございます。28日は、1月28日は15名でしたけれども、それから変わってございません。

○長谷川委員 15名ということなんですけれども、やはり同じ方に介護していただきたい、慣れた方に見ていただきたいというのが、恐らく利用者さんの声だとは思いますが、実際にここの3階の指定管理が変わった際にも、やっぱり職員さんがどれだけ残るのかというのが、すごく利用者とその家族にとっては不安でした。具体的にどの方が残るかとかということはなかなか言えないところで、誰が残るんだろうと、実際に4月になってみないと分からない、そういうところの不安の払拭をどのようにされるか、お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 そうですね、長谷川委員のご指摘がありましたように、今の時点でどなたが残るとするのは、具体的にはお教えすることはできないということでございます。ただし、先ほどご答弁させていただきましたが、カメラア会から、人数体制につきましては現状維持以上の体制をとすることは報告を受けていますので、具体的な同じ方というのはなかなか難しい、全てというのは難しいんですけれども、人数体制ということで、それをカバーするというか、そういうことを考えてございます。

○長谷川委員 カバーするというのは、もちろんなんですけれども、やはり人と人の関係なので、そのところは、じゃあ、いつぐらいになったら公表されるのかとか、3月の年

度末のいつぐらいに分かるとか、何かそういうことがあったら安心材料になるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 ご意見ごもっともなんですけども、区からいつに公表するというのはなかなか、法人同士の雇用関係もありますので、ご意見として法人には伝えさせていただければと思います。

○長谷川委員 はい、お願いします。

○池田委員長 米田委員。

○米田委員 まず、この施設のところなんですけど、一般質問でもさせてもらったんですけど、コロナ禍で対応を今後変更していく上で、ちゃんとやっていくということはあるんですけど、再度、変わった際は、利用者の団体の方に丁寧に、分かりやすく伝えてほしいんですけど、いかがですか。

○小原高齢介護課長 区民施設の利用につきましては、東京都が発表している新型コロナウイルス感染症の感染状況と、あと、医療提供体制という二つの指標があるんですけども、感染状況に基づいて、区としては、現状下がったという報告もありますので、緩和する方向で施設のほうと今、調整しているということで、それにつきましても、当日そういう旨説明させていただいてございます。

○米田委員 しっかり説明していただいて。

あと、もう一つなんですけど、この説明会、私の知り合いの方も何名か参加しておりました。言い方はあんまりよくないですけど、あるトップの方の対応で、相当ご立腹されておりました。

私思うんですけど、こういう説明会というのは、もう信頼関係を築く上で一番大事な説明会だと思っているんですよね。

○池田委員長 そうだね。

○米田委員 その信頼関係を損なう、こういったのは一番駄目だと思っているんですけど、その点についてはいかがですか。

○小原高齢介護課長 別紙の1番、米田委員のご指摘のとおり、読み上げるような形です。カメラア会の理事長の態度が高圧的であるという。当然私もそこにいましたし、そういう区民の方が同様の感想を当然受けております。

で、この説明会の前に、実はカメラア会とも事前の打合せというか、しています。その際にも、区から、部長のほうからも、そういう、態度も含めて区民の方に誠意ある対応をしてくださいというお話をさせていただいたんですけども、にもかかわらず、当日私も、制止というか、それもさせていただいたと。併せて、28日のある意味お約束が守られなかったということで、カメラア会を呼びまして、またその辺の守れなかったことに対しては、再度区として指導を部長のほうからもしてございます。

やはり1年目が大切だよということは、区としても、当日私のほうの説明会でもご説明させていただきましたけれども、一番初めの信頼関係というのが、現場の方が一生懸命やっても、トップの方がそういう態度だと全て無駄になってしまうというか、そういう形で、逆に、いた方は同じような形で、トップに対する感想はちょっとあんまりよくなかったんですけども、現場サイドについては、先ほどご答弁したように、ご説明したように、施設長就任予定者あるいは館長予定者ということで参加していますので、その説明につつま

してはご理解いただいたかなというふうに考えてございます。

最後に繰り返しになりますけども、カメラア会については、4月以降も、今までも何度も答弁してございますが、区としても当然指導していきますので、必要があれば、またその辺は対応していきたいと考えてございます。

○米田委員 もう、説明したにもかかわらずこんなことになっているから、とんでもないことになっているんですね。で、一度こういうことになると、なかなか信頼を取り戻すのも難しいです。今、課長からいわゆる施設長とかそういう働いてくれる方に関してはそういうことがないと言っていましたけど、その方々にも傷つくことになりますので、しっかり指導していただきたいなと思っております。

利用者は、一番大事な時期だと思います。特に家族の方が一番心配されるのはその点だと思います。その辺も踏まえて、この2か月間しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○小原高齢介護課長 区としても、当然、先ほどの私の答弁にもありましたけど、当日、私も聞いていて、正直冷や冷やしたというか、そういう思いをしてございました。やはりこの変更に関しては、当然この1年間、私のほうとしても、区としても、不安があるということは当然感じてございます。それが無いようにということで、説明会も2回開催させていただきました。また、当日も、第3回目というお話はしていないんですけども、個別にそういう不安な声があれば対応していきますということでご説明していますので、個別に不安なことがあれば、区あるいは今後のカメラア会のほうに意見を言っていただければというふうに考えてございますので、そういう形で一つ一つ丁寧に対応していきたいと思っております。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 その高圧的ということに関してでは、やはりそこで働く職員の方も、やはり伸び伸びと自分のあれを生かして働くことができないという状況に陥るということも非常に懸念がされるわけですね。で、施設長の方も決まったということですけども、施設長と対理事長との関係がどんなふうに今後なっていくのか、実際、運営される中で非常に心配はしているわけです。事前に、この2回目の説明会の、事前に言ったにもかかわらずということもあったわけですから、そこは、ぜひ、理事長の権限よりも施設長の権限、そのところを本当に重視というかね、そんな形でやっていってほしいなということ、それが1点。

この栄和会のほうからの転籍の方、この15名という方ですが、その15名という方と、それからこれから人員を確保していきますということなんですけれども、その数じゃなくて、熟練度というのがやっぱり経験度というのが大きいわけですね。その点では、この15名の方の経験年数、それから人員確保の中での経験年数というのは、どのように把握されているんでしょうか。

○小原高齢介護課長 1点目のカメラア会法人としての理事長あるいは施設長との権限のことですけども、法人内部では当然組織として、上位というか、上長のということでありまして、区との立場とえば、区のほうが上位といったら変ですけども、同じもしくは区からの指定管理業務を受けているという立場ですので、そこは、理事長を含めて区のほうでしっかり指導していくということで、対応はしていくということでございま

す。

2点目の15名の年数なんですけれども、すみません、具体的な名前は、区のほうでは報告は来ているんですけれども、すみません、何年というのが、具体的に、今、手持ちがございませんので、それにつきましては、ちょっとご答弁はできないということでございます。

また、先ほど人数ということですが、当然毎月1回の打合せのときにも、経験ある職員を、新規採用ではなく、経験ある職員をいきいきプラザ一番町に配置してほしいということは、カメラア会にも言っていますので、今後、そこら辺も含めて、若い職員も中にはいるかもしれませんが、そういう要望というか、区からの意向は伝えてございます。○飯島副委員長 転籍するかしないかはもちろん自由であるわけですが、その条件によって、やはり幾ら門戸が開かれていたって、条件が非常に悪ければ、転籍というのは少なくなるのは当然なわけですね。そういうことが選定委員会の中でもきちっと論議されたのかどうかということがすごく問題だと私は思っているんですね。これも、一般質問でも選定委員会議事録を公開してほしいということをお求めたわけですが、でも、いろいろ差し障りがあることについては、やはり伏せたとしても、やっぱり大事なことについては、そこら辺は区がきちっと把握をしてほしいと思うんですね。でも、利用者の中からも、高圧的な態度だから移る人が少なかったんじゃないかみたいな、そんな意見も出ちゃった次第なんで、やっぱりそういう雰囲気と条件、労働条件というか、そこら辺のところというのが非常に影響してくるんで、ぜひスムーズに運営がいくように、こういう点も注視してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 先ほど今の飯島副委員長のご質問ですが、一般質問で保健福祉部長のほうから答弁いたしてございますが、基本的には、選定委員会の中でも、募集要項等で職員体制については確認しているということでございます。

また、この選定委員会そのものにつきましては、昨年7月のこの議決を頂いたときに、委員長からの報告の中にも、今後、配点あるいは検討課題ということで、指定管理者の選定につきましては検討していくことを条件に議決ということで、区としても認識してございますので、ここは、また今後の選定に当たりましては、7月の、議決を頂いたことを踏まえて、必要な検討はさせていただければと思っております。

○長谷川委員 関連で。

○池田委員長 関連で、長谷川委員。

○長谷川委員 やはり対応について、きちんと利用者に説明していかなくちゃいけないのかなと思うんです。で、変わった当初のところ、オンブズパーソンの調査とか、ふだんよりも多く入れていただきたいと思うんです。で、それを、またどういう結果だったかというのを利用者さんとそのご家族にしっかりと公表していただきたいと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 これも何度か私のほうから答弁させていただいていますけれども、区としても、そういうチェック体制は厳しくというか、より慎重にというか、させていただくのが1点と、あと、昨年度までは家族会の開催が年2回ということだったんですけれども、これも新年度、来年度は、初めてということもありますので、もう少し回数を増やせということで、増やすようにということで、カメラア会のほうには指示をしてございま

す。

その辺も、日程につきましても、丁寧に利用者さん、あるいはご家族の方に周知するという事は、区からも指示してございますので、そういう形で対応させていただいてございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。ぜひ丁寧に、本当にやっていただきたいと思えます。

私も説明会に参加させていただいたんですけども、やっぱりカメラア会さんの対応について様々ご意見があったので、その中では、区の対応がすばらしかったというのを評価いただいていたので、そこは本当に私も感謝しているところです。その間に入って、丁寧な対応を今後も引き続き行っていただきたいと思えます。利用者さんからの声もしっかり聞いてください。よろしくお願いします。

○小原高齢介護課長 先ほどもご答弁しましたが、来年度、4月からの1年目が重要だということで、区としても認識してございます。それを踏まえて、先ほどご答弁しましたけれども、チェック体制、あるいは区民、利用者の方に対しての説明ということを改めて重要視して対応していくということで考えてございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。よろしくお願いします。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 1年目が大切ということは、それはもちろんそうなんですけれども、1年目だけ一生懸命やって、次は手を抜かれたら、本当に困るんですね。

○池田委員長 それはそうだ。そんなことないですよ。

○飯島副委員長 本当、あの10年契約ということもありますしね。そこは本当にもう、ちゃんとやってほしいなというのが。

私も今回の変わるということについては、医療関係が充実するという事で、賛成はしたわけなんですけれども、あ、まずかったかなという思いを後ですることがあったわけなんです。それはぜひもう払拭して……

○池田委員長 まだ、これから始めるわけですから。

○飯島副委員長 ええ、お願いしたいと思えます。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 この説明会の中では、主にいろいろ対応とか理事長さんの態度とかということに結構集中したようなんですけども、そもそもこのカメラア会さんの得意分野というのが医療的な部分で、そこに関しては、もちろん今の利用者さんが医療的に問題がないからここに入っているわけです。潜在的にこれからどのように医療的なニーズに伝えてくれるかということは、ここはカメラア会さんの強みだと思います。

逆にそういったところをしっかりと説明して行って、こういったことを今までできなかったけど、できるんだよと、こういったことは安心だよということ。また看護師さんが24時間配置されるとか、そういったことによってできることというのが、やっぱりここは大きくポイントなわけですから、そこをしっかりと安心感につなげていっていただかないと、もちろんイメージですとか、あるいは日々の対応とか優しさとか、すごくおもてなしの心は大事なんですけども、一番大事なのは、本当に健康を維持できて、そして医療的な対応ができるということをそこを初心に立ち返っていただいて、そこをもうちょっとメッセー

ジを出すようにしていただきたいんですね。またそういう、今までの方ではない事業者さんでは、こういう相談ができますよと。そういったことをしっかりちょっとカメラア会さんと話をして、どこまでできるかということを示していただきたいんですけど、そこに関してはいかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 今回の岩佐委員からのご質問ですけれども、当然今までできることはやっていただく、さらに今までできなかったことについては、具体的にパンフレットあるいは区からの特養のご案内等も当然変わる予定ですので、その中でご案内する、あるいはお問合せがあったときには、当然ご説明して、こういう形でできますということ、個別に具体的にできることはご案内させていただこうかなと思っています。

○池田委員長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に伴う第2回説明会についての質疑を終了いたします。

次に、（３）HPVワクチン予診票等の一斉発送について、執行機関からの説明を求めます。

○永見健康事業調整担当課長 それでは、保健福祉部資料4を用いまして、HPVワクチン予診票等の一斉発送についてご説明申し上げます。

HPVワクチンの定期接種対象者へ予診票等を一斉発送する予定でありますので、事前のご報告をさせていただきます。なお、令和5年4月から2価・4価HPVワクチンに加えて9価HPVワクチンが公費で接種できるようになります。また、令和4年4月積極的勧奨再開以降に、区からHPVワクチンの予診票を既に送付済みの対象者の方へ、9価HPVワクチンが定期接種対象に追加されたことをご案内いたします。

まず最初に、1番、予診票送付対象者でございますが、今度新中学1年生になる方、また（２）高校2年生相当になる方で、それぞれ3回接種を完了していない方に予診票等をお送りします。

2番の予診票等発送時期でございますが、令和5年3月下旬を予定しております。

送付の内容は、2価・4価・9価対応のHPVワクチンの予診票と区からのお知らせを、本日おつけしております別紙1のほうは新中学1年生、別紙2のほうは新高校2年生相当の方におつけします。区のお知らせのほうには、ワクチンのこと、接種期間、積極的勧奨が再開されたこと、9価が追加になること、あと対象者、スケジュール、あとワクチンの効果や副反応、健康被害や相談先等をご案内させていただいております。

それから、厚生労働省が現在作成中のお知らせも同封させていただく予定です。こちらの厚生労働省のお知らせは、2月中に決定されるとお聞きしております。

あと、区内でお受けいただける医療機関名簿をおつけいたします。

次に、3番、今度のはがきで送付ご案内をする対象者の方ですが、既に昨年予診票をお送りしている方ですね、定期接種対象の方とキャッチアップ対象の方に、はがきにて9価HPVワクチンが定期接種のワクチンに追加されることをご案内いたします。

裏面をご覧ください。その他、スケジュールでございます。

12月上旬にホームページで9価のワクチンが追加になることをご案内しております。また、3月上旬に、今、最初のページの3番ではがき送付対象者をご案内いたしました。



そちらのほうの方に、3月上旬、はがきを送付する予定でございます。3月20日、広報3月20日号のほうで一斉発送についてご案内いたします。また、3月下旬に、先ほどの前ページでご案内いたしました、新中学1年生と新高校2年生に予診票等をお送り申し上げます。

（2）番、問い合わせ先や相談体制でございます。こちらのほうは、一斉発送後は問い合わせが多くなることが予想されるため、千代田保健所健康推進課保健相談係や保健予防係にて対応をさせていただきます。併せて、区のホームページや予防接種アプリやSNS等でHPVワクチンの情報を発信してまいります。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○飯島副委員長 様々な周知のときには、必ず副反応もあるんだということをきちっとお示しをした上で判断していただくというように、ぜひお願いします。

○永見健康事業調整担当課長 はい。今ご指摘いただきましたことを注意して、周知に努めてまいります。

○池田委員長 米田委員。

○米田委員 はがきで送ってくると、通知した方に再度やっていただけると。これ、1回目、2回目打った後、3回目、ちょっと間を置いているんですけど、そのときに交互接種、いわゆる今までは4価を打っていただけど、9価のほうがいわゆる効き目の範囲が大きいということで、これ、交互接種はできると聞いているんですけど、それはできる対応でよろしいですか。

○永見健康事業調整担当課長 はい。交互接種につきまして、これから厚生労働省の自治体説明会が2月末から3月上旬に行われる予定でございます。

WHOの見解でございますが、HPVワクチンはそれぞれ異なった特性を持ち、内容と適性も異なり、複数のワクチンが使用できる状況下においては、複数回の接種スケジュールで使用する際、全て同じワクチンで接種するよう努力がなされるべきである。しかしながら、前回の接種の種類が不明もしくは入手不能である場合、いずれかの種類のワクチンでスケジュールを完了させることが可能であるということが紹介されております。また、厚生労働省のホームページでも、交互接種につきましてもご案内をされております。私どもも、その辺もホームページ等で適切なご案内をできるように努めてまいります。

○池田委員長 はい。

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（3）HPVワクチン予診票等の一斉発送についての質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 執行機関から何かございますか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 私のほうから2点、口頭でご説明がございます。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチンについてですけれども、まだ国から具体的な話は来ておりませんが、今後は専門家の中で議論を行って、3月上旬までに最終的な結論を得るという案内がございました。区としましては、国の方針を示され次第、早急に接種方針を固めて、それから区民に周知を行うという関係がございますので、またもうしばらくお待ちいただければと思います。

2点目ですけれども、都の大規模接種会場のうちの一つである行幸地下ワクチン接種センターですけれども、2月末をもって終了して、3月からは有楽町イトシアで実施するという話を伺っております。本日午後2時に予定されている都知事の定例記者会見で正式なアナウンスをするというふうに伺っておりますので、それまでは、情報管理のほど、よろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。この件についてはよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、本日は、この程度をもちまして、閉会といたします。長時間ありがとうございました。

午後1時01分閉会